

生前整理・遺品整理作業委託契約約款

(総則)

第1条 委託者（以下、「甲」という）及び受託者（以下、「乙」という）は、この生前整理・遺品整理作業委託契約約款（以下「本約款」という。）に定める内容を誠実に履行しなければならない。尚、本約款は日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとする。

(用語の定義)

第2条 本約款で使用する用語は、日本国の法において使用する用語の例による他、それぞれ次の意味で使用する。

〔生前整理・遺品整理〕：存命のうちに自身の所有する財物を整理する事を生前整理、故人の財物を整理する事を遺品整理とする
〔不要物〕：整理・仕分け作業の結果、リユース（再使用）もリサイクル（再生利用）も困難と判断された物

〔危険物/有害物〕：引火性、爆発性、毒害性、放射性など危険性のある物質のこと

(委託する業務の範囲)

第3条 本約款は、乙が委託を受けた生前整理・遺品整理で行う一連の作業を範囲とする。

2 基準となる業務範囲は、準備、養生、選別、査定、搬出、片付け、貴重品引渡し、運搬である。

3 第2項の基準となる業務範囲に含まれない甲の要望は、甲乙協議のうえ対応を決めるものとする。

(契約と期間)

第4条 甲は本約款及び見積書の内容を確認し合意した証として、乙との間で附則に示す確認書に署名・押印し取交した時点で契約が成立する。

2 本約款に示す作業委託契約は、乙により全ての委託内容が完遂し、甲がそれを確認しかかる費用の支払いを終えた時点で、終了となる。

(契約内容の変更確認)

第5条 本契約成立後、乙は作業実施予定日の二日前までに、甲に対し実施日及び作業内容の変更が無いかを確認する。

(キャンセル、延期)

第6条 甲は、第5条に基く確認の後、本契約の解約（キャンセル）を行う場合は解約手数料を乙に支払うものとする。

2 解約手数料は次のとおりとする。

(1) 作業日前々日のキャンセルは、見積金額の20%を解約手数料とする。

(2) 作業日前日のキャンセルは、見積金額の30%を解約手数料とする。

(3) 作業日当日のキャンセルは、見積金額の50%を解約手数料とする。

(4) 乙は、作業実施に手配した機材等のレンタル料、オプション作業で手配した協力業者への解約手数料の実費を、甲に対し相手方からの請求書等での内訳を提示し、前項（1）（2）（3）の解約手数料に加算できるものとする。

3 甲は、第5条に基く確認の後、実施延期を行う場合は延期手数料として前項（4）に示す機材等のレンタル料及び協力業者への延滞料などの実費部分を乙に支払う。乙は甲に対し相手方から請求書等で内訳を提示する。

4 ただし第5条の規定による乙の確認が行われなかった場合、解約手数料は発生しないものとする。

(委託者（甲）の地位)

第7条 甲は、整理対象となる財物の所有権を有する者でなければならない。

2 遺品整理において相続人を決する相続の準拠法は、被相続人の本国法によるものとする。

3 遺品整理において所有権者となる相続人が複数存在する場合、甲はそれら相続人を代表する者でなければならない。

4 第1項、第3項に該当する者が成年被後見人の場合、甲はその成年後見人でなければならない。

5 甲が被保佐人または被補助人の場合、甲の保佐人または補助人の同意を得ておかなければならぬ。

6 乙は甲に対しその地位を確認する事ができる。甲は乙に求められた場合、遺言書、委任状、同意書その他の有効な証跡を提示しなければならない。

(遺品、財物の所有権)

第8条 財物・遺品は整理作業後、大きく分けて必要物と不要物に分別される。この内、必要物は甲に「お返しする物」乙が「引き取る物」に分かれ、この中には「無償品（リユース・リサイクル品）」と「買取り品」がある。

2 「お返しする物」は、整理作業開始前より、その所有権は甲に存する。

3 「引き取る物」の所有権は以下の通り、移転するものとする。

(1) 「無償品（リユース・リサイクル品）」の場合、搬出作業が終わった時点で甲から乙に移転する。

(2) 「買取り品」の場合は、乙が買取り金額を甲に伝え内容に合意した後、乙から甲へ買取り金額が支払われた時点をもって、甲から乙へ所有権が移転するものとする。

(3) 甲が乙へ財物・遺品の委託販売を依頼した場合の所有権の移転は、売買が成立し売却先から甲へ買取り金額が支払われた時点で、甲から売却先へ所有権が移るものとする。

(基本料金、追加料金、請求料金)

第9条 乙は現地調査を実施後、整理作業にかかる基本料金を見積書として甲に提示する。

2 乙は、第3条第3項に示す基準となる業務の範囲外の要望（例：遺品の供養など）に関して甲乙協議の結果、対応実施を決めた場合は、その追加料金を見積書に加え提示する。

3 整理作業を実施中、甲の申出により見積範囲外の作業が追加した場合は、乙は見積料金に変更が生じるときは都度甲へその内容を口頭または書面で連絡し、変更後の請求料金を伝え甲の承認を得てから追加作業を行うものとする。

4 甲が財物、遺品の古物買取を希望し、これを乙が査定した買取価格は、請求料金と相殺出来るものとする。

5 乙は、最終的な請求料金を、請求書にして甲に対し請求する。乙は、本来甲が支払うべき費用を立替てた場合は、その金額と内訳を甲に説明し請求料金に加えることができる。

(支払い条件)

第10条 支払い方法は、現金、振込み、その他の方法を、甲乙双方で話し合い決するものとする。支払い期日についても同様とする。

2 振込みによる支払いの場合、振込み手数料は甲の負担とする。

3 振込みによる支払いが金融機関が休日の場合は、甲は直前の営業日までに乙指定金融機関口座に振込ものとする。

(解約・解除)

第11条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当していた場合、本契約の解約・解除が可能とする。

(1) 著しい法令または公序良俗違反の行為があった場合。

(2) 会社の経営基盤に重大な影響を及ぼすような差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき又は租税滞納処分を受けた場合。

(3) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき又は裁判所の会社解散命令若しくは会社解散判決があつた場合。

(4) 解散しようとしたとき又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合（ただし、企業グループ内での組織再編を目的とするものは除く）。

(5) 自己振出の手形又は小切手が不渡し処分を受ける等の支払停止状態となつた場合。

(6) その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められるに相当する事由がある場合。

(7) 廃業した場合。

2 乙は、甲が次の各号に該当していた場合、本契約の解約・解除が可能とする。

(1) 財物の所有権者でないことが判つた場合。

(2) 財物を整理する権利がないと認められた場合。

(3) 複数の相続人が存在する場合、この本整理作業委託に対する同意を相続人全員から得ていない場合。

(4) 甲が所有権者の正当な代理人（成年後見人）でないことが判つた場合。

(反社会勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、次の各号のいずれか一つにも該当しない事を表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを表明し、保証する。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること

(2) 暴力団員等が経営を支配または經營に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 自らの役員又は自らの經營に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行わないことを保証する。

(1) 暴力的、又は法的な責任を超えた不当な要求行為

(2) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(3) 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することが出来るものとする。

(解約・解除に伴う払い戻し)

第13条 第11条第1項又は第12条に掲げる事由で契約の解約・解除を行うとき、甲より乙が前受け金や費用の全額を領収している場合は、その全額を甲に払い戻す。

2 振込みで払い戻す場合の振込み手数料は乙の負担とする。

(受託者（乙）の責務)

第14条 乙は、本契約の履行を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が買取を求めた場合、専門性の求められる査定を乙が他の古物業者へ委託することはできるものとする。

2 乙は、業務遂行上知り得た秘密、又は甲の個人情報を他人に漏らしてはならない。

3 乙は、甲に対し第15条第1項及び第3項にある廃棄物、危険物・有害物の適正処理のコーディネートやアドバイスを行い、不法処理を防止しなければならない。

(委託者（甲）の責務)

第15条 甲は、不要物と判断された物を、整理地の市区町村のルールに従つて適正に処分（分別、ごみ出し）しなくてはならない。

2 甲は、乙が当該市区町村の一般廃棄物収集運搬の許可を得ていないと判つている場合、廃棄物の処理を強要してはならない。

3 甲は、危険物、有害物があつた場合、当該市区町村の指示に従いその処分をしなければならない。

4 甲は、乙の作業結果として甲へ戻される財物や遺品の検品および受領確認を行わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第16条 乙は、故意又は過失により作業現場の家屋、搬出経路にあたる居住者共用スペース等毀損した場合、これに代わる物を納め、若しくは原状に回復し又はこれらの措置に代え、若しくはこれらの措置とともに、損害を賠償しなければならない。

2 家屋及び居住者共有スペースの毀損があった場合、甲は作業終了後1週間以内に乙に伝えなくてはならない。

(免責事項)

第17条 甲が他の相続人との間に遺品の所有権に関し紛争が起り乙に対し原状回復の申し立てがあつても、甲の責任にて解決するものとする。これに関し、乙は一切関わらない。

(約款変更)

第18条 乙は、裁量により、次の場合に約款を変更する事が出来る。

(1) 約款の変更が甲の一般の利益に適合するとき

(2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 乙は前項の約款の変更に当たり、変更後の約款の効力発生日の1カ月前までに約款を変更する旨及び変更後の約款内容をその効力発生日を甲に電子メール若しくは書面で通知する。

3 変更後の約款の効力発生日以降は、甲は、約款の変更に同意したものとみなす。

(合意管轄)

第19条 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所と定める。

(協議、その他)

第20条 本約款に定めのない事項又は本約款の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって、別途協議のうえ定め円満解決を図るものとする。

(附則) 乙は甲に対し、本約款の内容を説明し合意した事を証するため、別紙「生前整理・遺品整理作業委託契約兼約款確認書」に甲乙双方が署名・押印し、それぞれ一部を保管する。